

国民年金保険料の「学生納付特例制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しなければなりません。所得が一定額以下の学生の方を対象に、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

《対象》

- 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方。(夜間、定時制課程や通信課程の方も含む)
- 本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下の方

[計算式]

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等

《申請方法》

保健医療課医療保険年金係、または各支所窓口係に次の書類を持参し、手続きを行ってください。

《必要書類》

- ①国民年金手帳

②在学期間がわかる在学証明書(原本)、または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載のあるものは裏面を含む)のコピー

③退職(失業)した方が新たに入学して申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の退職(失業)したことを確認できる書類

《注意点》

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、3月から4月はじめ頃に再申請の用紙(ハガキ)が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項をご記入のうえ、年金事務所等へ返送してください。

■保険料の追納

学生納付特例期間が10年以内(例えば平成28年4月分は平成38年4月末まで)であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

問三次年金事務所 ☎0824-62-3107

資源物の集団回収を始めてみませんか?

■集団回収

住民団体が、家庭から出る古紙・衣類・アルミ缶・スチール缶・ペットボトルなどの資源物を自主的に回収し、回収業者に引き渡すこと

《対象団体》

子ども会、女性会、PTA、行政区域などの住民団体

《助成内容》

対象品目	助成金(1kg当り)
古紙	5円
衣類	5円
アルミ缶	10円
スチール缶	10円
ペットボトル	10円

■集団回収のメリット

ごみとして出していたものがリサイクルされ、資源として生まれ変わります。また、これまで掛かっていたごみ処理費用が住民団体の活動費等に生まれ変わり、活動を通じて地域コミュニティ形成の促進が期待されます。

■実績

平成28年度は147団体が実施され、資源回収量は約705tとなりました。

■集団回収の流れ

- 回収業者の選定**
住民団体が資源回収業者[※]を決定します。
※資源回収業者については環境生活課にお問い合わせください。
- 必要書類の提出**
「届出書」ほか、環境生活課へ提出してください。
※様式・記入例は、市ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。
- 資源の回収・引き渡しの実施**
資源を「回収業者」に引き渡し、買取代金と計量伝票を受け取ります。
※市では資源回収器具を無料で配布しております。
- 助成金の交付**
申請書・請求書・計量伝票(原本)を環境生活課へ提出します。回収品目・回収量に応じた助成金が市から支払われます。

問環境生活課 環境生活係 担当:菅田
☎お太助フォン 42-1126 ☎47-1206



各種手当等の支給額が増額改定されます

下記手当の支給額は、毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて手当額の改定を行う物価スライド制が導入されており、平成30年4月からの支給額は、平成29年全国消費者物価指数の実績値(前年比+0.5%)に応じて次のとおり増額改定されます。

手当の名称等		H30年 3月まで	H30年 4月から	比較	
児童 扶養手当	全部支給	42,290円	42,500円	+210円	
	一部支給	42,280円 ~9,980円	42,490円 ~10,030円	+210円 ~+50円	
	第2子 加算額	全部 支給	9,990円	10,040円	+50円
		一部 支給	9,980円 ~5,000円	10,030円 ~5,020円	+50円 ~+20円
	第3子以降 加算額	全部 支給	5,990円	6,020円	+30円
		一部 支給	5,980円 ~3,000円	6,010円 ~3,010円	+30円 ~+10円
特別児童 扶養手当	1級	51,450円	51,700円	+250円	
	2級	34,270円	34,430円	+160円	

問子育て支援課 児童福祉係 担当:實村
☎お太助フォン47-1283 ☎42-2130



手当の名称等		H30年 3月まで	H30年 4月から	比較
特別障害 給付金	1級	51,400円	51,650円	+250円
	2級	41,120円	41,320円	+200円

問保険医療課 医療保険年金係 担当:重永
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130



手当の名称等		H30年 3月まで	H30年 4月から	比較
特別障害 給付金	1級	51,400円	51,650円	+250円
	2級	41,120円	41,320円	+200円
特別障害者手当		26,810円	26,940円	+130円
障害児福祉手当		14,580円	14,650円	+70円
経過的福祉手当		14,580円	14,650円	+70円

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:益田
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130



小中学校の留守番電話対応

5月1日より市内全ての小学校・中学校では、業務時間外の電話対応を留守番電話にて行います。

■留守番電話での対応時間

- ・平日………18時~翌7時30分
- ・土日祝日…終日

※業務時間外の緊急連絡方法につきましては各学校にお問い合わせください。

■運用開始日

- ・5月1日(火) ※予定

ただし、「お太助フォン」の留守番電話対応については運用開始が遅れる場合があります。

問学校教育課 学校教育指導係 担当:大田
☎お太助フォン 42-5628 ☎42-4396



広島県アダプト活動団体募集

広島県では、県が管理する道路(対象区間100m以上)や河川(一・二級河川で対象区間50m以上)の清掃・緑化・草刈などの活動を行う団体や企業を随時募集し、「アダプト活動認定団体」に認定し支援を行っています。

■アダプト活動

住民や企業・団体が主体となり、ボランティアで清掃・緑化・草刈等の美化活動を行い、道路や河川などの公共空間をわが子のように面倒を見ていく活動。

■支援内容

- ・団体・企業名の表示板設置(希望する団体のみ)
- ・活動に伴う傷害、及び賠償保険の加入
- ・活動経費の一部を奨励金として交付「ひろしまアダプト活動支援事業」

この事業の事務は、県がNPO法人ひろしまアダプトに委託して実施されており、申請書の受付期間は6月末までとなっております。

申し込みは、管理課または広島県西部建設事務所まで受け付けています。様式は、広島県ホームページからダウンロードしていただくか、管理課へお問い合わせください。

問管理課 建設管理係 担当:力石
☎お太助フォン 47-1201 ☎47-1206

